

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県公安委員会規則	1
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	13
監査公表	
○定期監査の執行結果（中村高等技術学校ほか）	13
○行政監査の執行結果	16
○財政的援助団体等の監査の執行結果	24

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月10日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第1号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

- 第11条第14号中「中型自動車」を「中型自動車、準中型自動車」に改める。
- 第17条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条中「別記様式第14号の通知書によって」を「法第102条第1項から第3項までに規定する適性検査にあっては別記様式第14号の臨時適性検査通知書により、法第102条第4項及び第5項並びに第107条の4第1項に規定する適性検査にあっては別記様式第14号の2の臨時適性検査通知書により」に改め、同条に次の2項を加える。
- 2 法第102条第1項から第3項までの規定により医師の診断書を提出すべき旨を命ずるときは、別記様式第14号の3の診断書提出命令書により行うものとする。
- 3 法第90条第8項及び第103条第6項の規定による命令は、適性検査を受けるべき者に対しては別記様式第14号の4の適性検査受検命令書により、医師の診断書を提出すべき者に対しては別記様式第14号の5の診断書提出命令書により行うものとする。
- 第17条の2第1項中「別記様式第14号の2」を「別記様式第14号の6」に改め、同条第4項中「別記様式第14号の3」を「別記様式第14号の7」に改める。
- 第18条の2第3項中「初心運転者講習終了証書」を「初心運転者講習終了証明書」に改める。
- 第18条の3の2の見出しを「（高齢者講習等）」に改め、同条中「又は第2項」を「若しくは第2項」に、「講習を」を「講習又は法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項若しくは第101条の7第3項に掲げる認知機能検査を」に改める。

別表第2 国道33号の項中

「
吾川郡いの町枝川字向山5838番1から同町
大内字ハキ原39番1地先まで
」

を

「
吾川郡いの町枝川字向山5838番1から同町
大内字ハキ原39番1地先まで
」

「
吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番1か
ら高岡郡佐川町字岩ノ越丙1391番4まで
」

に改め、同表国道55号の項中「南国市伊達野字馬瀬682番3」を「南国市物部字下王島1349番1地先」に改め、同表中

「
県道吾井郷下分 須崎市吾井郷字常貞乙1061番1から同市栄
（県道388号） 町18番1まで
」

を

県道吾井郷下分 (県道388号)	須崎市吾井郷字常貞乙1061番1から同市栄町18番1まで
市道下知2号線	高知市南御座202番1地先から同市知寄町二丁目201番地先まで
市道下知4号線	高知市南金田102番8地先から同市南金田29番9地先まで

に、

市道潮江4号線	高知市六泉寺町1番10地先から同市六泉寺町98番地先まで
---------	------------------------------

を

市道潮江4号線	高知市六泉寺町1番10地先から同市六泉寺町98番地先まで
市道潮江342号線	高知市潮新町二丁目1810番地先から同市萩町一丁目90番1地先まで
市道潮江351号線	高知市萩町一丁目90番1地先から同市棧橋通六丁目1番2地先まで

に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第17条関係）

第 号
年 月 日

臨時適性検査通知書

住所

殿

高知県公安委員会 印

第1項

道路交通法第102条 第2項 の規定により、次のとおり適性検査を実施するの
第3項

で、通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転

拒 否
保 留
免許の 取 消 し の処分を受けることとなります。
効力の停止

適性検査を行う理由となった 認知機能検査の結果	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備考	

別記様式第14号の3を別記様式第14号の7とし、別記様式第14号の2中

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	二	自	二	特	付	引	二	二	二	二

を

大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	型	通	特	二	自	二	特	付	引	二	二	二	引

に改め、同様式備考中「明りょう」を「明瞭」に、「かい書」を「楷書」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同様式を別記様式第14号の6とし、別記様式第14号の次に次の4様式を加える。

様式第14号の2（第17条関係）

第 号	
年 月 日	
臨時適性検査通知書	
住所	殿
高知県公安委員会 印	
第102条第4項	
道路交通法	第102条第5項 の規定により、次のとおり適性検査を実施するの 第107条の4第1項
で、通知します。	
なお、道路交通法第102条第4項又は第5項の規定による適性検査を実施する旨 の通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の	
拒 否	
保 留	の処分を受けることとなります。
取 消 し	
効力の停止	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備考	

注 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査を実施する旨の通知を受けた場合
で、その理由とされる事由に係る主治の医師又は認知症に関し専門的な知識を有する
医師が作成した診断書を提出したときは、臨時の適性検査を受ける必要はありません。

様式第14号の3（第17条関係）

第 号	
年 月 日	
診断書提出命令書	
住所	
殿	
高知県公安委員会 印	
<p>認知機能検査の結果、記憶力・判断力が低くなっているとの判定を受け、認知</p> <p style="text-align: center;">第1項</p> <p>症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条 第2項 の規定によ</p> <p style="text-align: center;">第3項</p> <p>り、次のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医</p> <p>師の診断書（認知症に関し専門的な知識を有する医師又は主治の医師が作成した</p> <p>ものであって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかど</p> <p>うかに関する当該医師の意見が記載されているもの）の提出を命じます。</p> <p>なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転</p> <p style="text-align: center;">拒 否</p> <p style="text-align: center;">保 留</p> <p>免許の 取 消 し の処分を受けることとなります。</p> <p style="text-align: center;">効力の停止</p>	
診断書の提出を命ずる理由となつた認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

様式第14号の4（第17条関係）

第 号	
年 月 日	
適性検査受検命令書	
住所	
殿	
高知県公安委員会 印	
<p>道路交通法 第90条第8項 の規定により、次のとおり適性検査の受検を命じ</p> <p style="text-align: center;">第103条第6項</p> <p>ます。</p> <p>なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転</p> <p style="text-align: center;">拒 否</p> <p style="text-align: center;">保 留</p> <p>免許の 取 消 し の処分を受けることとなります。</p> <p style="text-align: center;">効力の停止</p>	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備考	

様式第14号の5（第17条関係）

	第 号 年 月 日
診断書提出命令書	
住所 殿 高知県公安委員会 印	
<p>道路交通法 第90条第8項 の規定により、次のとおり道路交通法施行規則 第103条第6項</p> <p>第18条の4第2項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。 第29条の5第2項</p> <p>なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転</p> <p style="text-align: center;">拒 否 保 留 免許の 取 消 し の処分を受けることとなります。 効力の停止</p>	
診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

別記様式第15号中

「

大 中 普 大 大 普 小 原 け 型 型 通 特 二 二 特 付 引	大 中 普 大 け 型 型 通 特 けん 二 二 二 二 引 二	免許証 番号	
--	--	-----------	--

」

を

「

大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 中 自 自 けん 型 型 通 特 けん 二 二 二 二 引 二	大 中 普 大 けん 型 型 通 特 けん 二 二 二 二 引 二	免許証 番号	
--	---	-----------	--

」

に、「はり付け欄」を「貼り付け欄」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。
別記様式第15号の2を次のように改める。

様式第15号の2（第17条の4関係）

取得時講習受講申請書		
高知県公安委員会 殿		年 月 日
氏名		
生年月日		
住所		
講習日及び講習場所 講習種別	※講習日	※講習場所
大型旅客車		
中型旅客車		
普通旅客車		
大型車		
中型車		
準中型車		
普通車		
大型二輪車		
普通二輪車		
応急救護処置(一)		
応急救護処置(二)		
原付車		

注 1 受講する講習種別を○で囲んでください。
 2 「氏名」欄、「生年月日」欄及び「住所」欄は、明瞭に楷書で記載してください。
 3 手数料は、県収入証紙で納付してください。
 4 ※印欄には、記載しないでください。

別記様式第15号の5を次のように改める。

様式第15号の5（第18条の2関係）

第 号

初心運転者講習終了証明書

住所

氏名

年 月 日生

免許の種類	
-------	--

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名

管理者

印

別記様式第15号の7中

「

講習種別	高 齢 者 講 習			高齢者講習（小型特殊）		
	チャレンジ講習	簡 易 講 習		特 定 任 意		

」

を

「

講習等の種別	高 齢 者 講 習			認 知 機 能 検 査		
	チャレンジ講習	簡 易 講 習		特 定 任 意		

」

に、

「

一 種							二 種					/		
大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普		大	け
型	型	通	特	自	自	特	付	ん	引	二	二		二	特
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

」

を

「

一 種							二 種					/			
大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中		普	大	け
型	型	中	通	特	自	自	特	付	ん	引	二		二	二	特
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

」

に、「明りよう」を「明瞭」に、「かい書」を「楷書」に改める。

別記様式第15号の8を次のように改める。

様式第15号の8（第18条の3の3関係）

受講番号		通知書番号	
講習指定日時			
講習実施場所			
違反者講習受講申出書			
年 月 日			
高知県公安委員会 殿			
住 所 _____			
氏 名 _____			
生年月日 _____ 年 月 日生（ 歳）			
道路交通法第108条の2第1項第13号の規定による講習を受けたいので申し出ます。			
講習選択コース	社会参加活動を含む講習		
取得免許	大 型	中 型	準 中 型
	大 通	大 特	大 自 二
	普 自 二	小 特	原 付
	けん 引	大 型 二	中 型 二
	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
	社会参加活動を含まない講習		
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> この申出書は、ペンかボールペンで正確に記載してください。 「住所」欄、「氏名」欄及び「生年月日」欄は、明瞭に楷書で記載してください。 下の講習手数料証紙貼り付け欄に、必ず所定の額の県収入証紙を貼り付けてください。 この申出書に、違反者講習通知書を添えて提出してください。 定められた時刻までに出席しないときは、講習を受けることができません。 			
講習手数料証紙貼り付け欄			

別記様式第19号表面を次のように改める。

様式第19号（第19条関係）

(表)

※ 整理番号	安全運転管理者に関する届出書	
高知県公安委員会 殿	年 月 日	年 月 日
・安全運転管理者を ・届出事項	選任 解任 を 変更	使用者の住所・氏名又は法人の名称・代表者 住所 氏名 電話番号（ ） —
① 選任年月日	年 月 日	名称
② 安全運転管理者氏名	(ふりがな)	位置
③ 資格要件	生年月日 (年齢) 年 月 日 生 (歳) 運転の管理経験 3 1 2 公安委員会の認定 2年以上 公安委員会の教習修了者で1年以上 3 公安委員会	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()
④ 職務上の地位		

⑤ 安全運転管理者が運転免許を所持している場合、運転免許の写しを添付した記載は、不要)	免許の種類								計		
	免許年月日								普通自二種		
	免許番号								大型自二種		
	交付年月日								小型特殊		
交付公安委員会								大型特殊			
⑥ 安全運転管理者の勤務態様	勤務	日勤・隔日 その他 ()						普通自二種	計		
	副安全運転管理者の有無	有り ()人・無し						大特	小特		
⑦ 安全運転管理者の略歴	勤務(管理)期間 (管理経験2年以上)	勤務所名	職名	解任年月日							
	年 月 ~ 年 月			年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	年 月 ~ 年 月			年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	年 月 ~ 年 月			年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
備考				解任理由							
				1 死亡	2 退職	3 転任	4 解任命令 5 その他 ()				

別記様式第19号の2表面を次のように改める。

様式第19号の2（第19条関係）

（表）

※ 整理番号				副管用
副安全運転管理者に関する届出書				
高知県公安委員会 殿		使用者の住所・氏名又は法人の名称・代表者		
・副安全運転管理者を ・届出事項		選任 解任	住所 氏名	年 月 日 氏名 電話番号（ ）
を 変更 } したので、次のとおり届け出ます。				
① 選任年月日	年 月 日			
② 副安全運転管理者氏名	(ふりがな)			
③ 資格要件	生年月日 (年齢)	年 月 日 生 (歳)		
	1 運転の管理経験1年以上	2 運転の経験期間3年以上	3 公安委員会の認定	
④ 職務上の地位				
		名称		
		位置		
		業種別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()	

⑤ 副安全運転 管理者が運 転免許を 持っている 場合（運 転免許を 添付した 場合は、 記載不要）	免許の種類																					
	免許年月日																					
	免許番号																					
	交付年月日																					
⑥ 副安全運転 管理者の勤 務態様	交付公安委員会																					
	勤務																					
	補助者の有無																					
⑦ 副安全運転管理者の略歴 備考	勤務(管理)期間 (管理経験2年以上)																					
	年月 ~ 年月																					
	年月 ~ 年月																					
	年月 ~ 年月																					
④ 自動車台数			⑩ 運転者数																			
乗用	貨物	① 前副安全運転管理者																				
大型	中型	準中型	軽	普通	中型	準中型	普通	中型	準中型	普通	中型	準中型	軽	普通	大型	大型	大型	大型	大型	大型	大型	大型
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
免許種別	専従	予備	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
解任年月日			年 月 日																			
氏名																						
解任事由			1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()																			

別記様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第22条関係）

安全運転管理者教習受講申出書																	
年 月 日																	
高知県公安委員会 殿																	
使用者の 住 所 氏 名 会 社 名																	
Ⓜ																	
次の者に安全運転管理者の教習を受講させたいので、申し出ます。																	
受講者	氏名					生年月日	年 月 日（ 歳）										
	職務上の地位																
	運転免許	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	
	運転の管理経験	1：なし				2：1年未満				3：1年以上2年未満							
自動車の使用の本拠	名称																
	位置																
	業種別	1 官公署	2 公社公団等	3 農業	4 林業	5 漁業	6 鉱業	7 建設業	8 製造業	9 卸売・小売業	10 不動産業	11 金融保険業	12 運輸業	13 電気ガス業	14 通信業	15 サービス業	16 その他
	運転者数	人					自動車台数			自動二輪		台					
	運転免許所持者数	人								ダンプ		台					
				※教習者印					備考								
※教習了日印																	

注1 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。

注2 ※印欄には、記載しないでください。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第2号

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）免許の効力の停止の解除をすること。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月10日

高知県監査委員 三石 文隆
同 坂本 孝幸
同 坂田 和子

第1 監査の実施

平成28年度の監査対象機関234機関のうち73機関に対して、平成28年9月8日から平成29年2月15日まで定期監査を実施した。

部局名	対象機関数	実施済機関数	今回実施機関数
知事部局	149機関	124機関	25機関
教育委員会	64機関	26機関	38機関
警察本部	13機関	3機関	10機関
公営企業局	4機関	4機関	—
その他の機関	4機関	4機関	—
計	234機関	161機関	73機関

第2 監査の結果及び意見

1 総括

今回監査を実施した73機関のうち33機関において、指摘事項等が認められた。

指摘事項等の件数は、前年度の同時期に実施した定期監査結果（実施機関数73機関）と比較すると、61件が60件になっている。

内訳としては、指摘事項は前年度と同じ3件、注意事項は58件が57件になっている。

その他の40機関においては、指摘事項等に該当する事項はなく、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、指摘事項等について、事務区分別の件数及び主な内容は別表1、実施機関別の件数等は別表2のとおりである。

今年度の定期監査全体の指摘事項等の件数は、前年度の185件から200件に増加している。内訳としては、指摘事項は14件から11件に、検討事項は2件から1件にそれぞれ減少しているが、注意事項は169件から188件に増加している。

今年度の指摘事項等を事務区分別に見ると、契約事務が71件と最も多く、次いで支出事務が55件、収入事務が25件、給与・旅費支給事務が22件となっている。

なお、今年度の指摘事項等について、事務区分別件数の前年度との比較は、別表3のとおりである。

指摘事項及び注意事項の多くは、管理職員等をはじめとして職員間で必要なチェックが不足していたこと、財務会計事務についての基本的な理解が不足していたこと、執行管理が不十分で事務処理に遅れが生じていたこと等によるものと認められる。

については、昨年度と比較して注意事項の件数が増加していることに留意し、職員の財務会計に関する事務処理能力の向上に一層取り組むとともに、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の更なる強化を図り、引き続き適正な執行に努められたい。

2 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

（1）中村高等技術学校（収入事務）

平成27年度の本館浄化槽補修（防水）工事において、受注者が負担すると定めていた水道の使用料を徴収していなかった。

（2）中央西土木事務所（支出事務）

平成27年11月16日に越知事務所に納品されたコピー用紙の代金について、納品書及び請求書を紛失し、平成28年5月に債権者から連絡があるまで未払に気付かず、平成28年度予算で同年6月に支払っていた。

（3）名古屋事務所（給与・旅費事務）

平成28年7月29日に支払うべき非常勤職員報酬を8月2日に支払っていた。

これらのことは、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする財務に関する法令等に反する不適正な事務処理である。

指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

別表1（事務区分別）

指摘事項

区分	件数	主な内容
収入事務	1	収入調定漏れ
支出事務	1	支払の遅延（過年度支出）
給与・旅費支給事務	1	報酬の支給遅延
計	3	

注意事項

区分	件数	主な内容
収入事務	11	収入調定の遅延 収入調定額の誤り 現金の払込遅延 歳入金取扱者の収納金の払込遅延 現金出納簿の記帳漏れ 等
支出事務	11	確認者不在日の支出命令確認 支出額の誤り 支払証の紛失 個人のポイントカード使用 等
契約事務	23	予算成立前の予定価格調書の作成 予定価格の積算誤り 契約書等の不備（仕様書等の添付漏れ、引用条項の誤り、解除違約金割合の誤り、遅延利息率の誤り、押印漏れ等） 委託業務報告書等の提出漏れ 再委託の手続漏れ
服務関係事務	2	半日勤務時間の割振り変更誤り 非常勤職員の勤務日数誤り
給与・旅費支給事務	7	教員特殊業務手当その他手当の支給誤り 旅費の支給漏れ及び減額調整漏れ
庶務関係事務	2	自家用車登録簿の更新漏れ
その他	1	事後の出納員の任命手続
計	57	

別表2（実施機関別）

（ ）：指挿件数で内数

機関名	事務区分								委員監査日 (審面監査日)
	収入	支出	契約	服務	給与・旅費	庶務	その他	計	
知事部局									
総務部									
東京事務所					1			1	平成28年11月10日
安芸県税事務所								0	平成28年12月6日
中央東県税事務所		1						1	平成28年10月28日
中央西県税事務所								0	平成28年11月2日
須崎県税事務所			1					1	平成28年11月2日
幡多県税事務所								0	平成29年1月18日
健康政策部									
中央東福祉保健所	1							1	平成28年10月28日
地域福祉部									
療育福祉センター		1	1					2	平成28年10月31日
文化生活部									
産学官民連携センター			1					1	平成29年1月31日
産業振興推進部									
大阪事務所		2						2	平成28年11月10日
名古屋事務所		1			2 (1)		1	4 (1)	平成28年11月10日
商工労働部									
海洋深層水研究所			1					1	平成28年11月2日
中村高等技術学校	1 (1)	2				1		4 (1)	平成29年1月18日
農業振興部									
中央東農業振興センター								0	平成28年11月29日
農業大学校								0	平成28年10月28日
農業担い手育成センター	1							1	平成29年1月31日
林業振興・環境部									
森林技術センター								0	平成28年10月28日
安芸林業事務所								0	平成28年12月6日
中央東林業事務所								0	平成28年12月6日
幡多林業事務所			1		1			2	平成29年1月18日
土木部									
安芸土木事務所	1							1	平成28年12月6日
中央東土木事務所		1	2					3	平成28年11月7日
中央西土木事務所	1	2 (1)	3					6 (1)	平成28年10月28日
須崎土木事務所			4	1				5	平成28年10月21日
幡多土木事務所	3		1					4	平成29年2月14日
教育委員会									
東部教育事務所								0	(平成28年11月2日)
幡多青少年の家	1		1	1				3	平成29年2月14日
室戸高等学校					1			1	平成28年11月2日
中芸高等学校								0	(平成28年9月9日)
県立安芸中学校								0	(平成28年11月30日)
安芸高等学校								0	(平成28年11月30日)
安芸桜ヶ丘高等学校								0	(平成28年11月29日)
城山高等学校								0	(平成28年9月9日)

() : 指摘件数で内数

機関名	事務区分								委員監査日 (審面監査日)
	収入	支出	契約	服務	給与・旅費	庶務	その他	計	
山田高等学校								0	(平成28年11月25日)
瀨北高等学校								0	(平成28年11月17日)
高知農業高等学校								0	平成28年11月7日
高知東工業高等学校			1					1	(平成28年10月25日)
岡豊高等学校								0	(平成28年10月28日)
高知東高等学校								0	平成28年11月29日
県立高知南中学校								0	平成28年11月8日
高知南高等学校	1							1	平成28年11月8日
高知工業高等学校								0	平成28年10月31日
高知追手前高等学校								0	平成28年10月28日
高知丸の内高等学校			1					1	平成28年10月31日
高知小津高等学校		1			1	1		3	平成28年11月8日
高知北高等学校			1					1	(平成28年12月15日)
伊野商業高等学校								0	平成28年10月31日
高岡高等学校								0	(平成28年10月28日)
高知海洋高等学校			1					1	(平成28年11月25日)
須崎高等学校								0	平成29年2月7日
佐川高等学校								0	平成28年10月21日
樽原高等学校			1					1	(平成28年9月30日)
四万十高等学校			1					1	(平成28年12月8日)
大方高等学校	1							1	平成29年2月14日
幡多農業高等学校								0	(平成28年12月6日)
県立中村中学校								0	平成29年2月15日
中村高等学校					1			1	平成29年2月15日
宿毛高等学校								0	平成29年1月18日
清水高等学校								0	平成29年2月15日
山田養護学校								0	(平成28年9月15日)
高知江の口養護学校								0	(平成28年10月28日)
日高養護学校			1					1	(平成28年9月8日)
中村特別支援学校					1			1	平成29年2月14日
警察本部									
高知警察署								0	平成28年12月5日
高知南警察署	1							1	平成28年11月7日
高知東警察署								0	平成28年10月21日
室戸警察署								0	(平成28年11月15日)
安芸警察署								0	平成28年10月21日
南国警察署								0	平成28年11月2日
土佐警察署								0	平成28年12月5日
佐川警察署								0	(平成28年9月21日)
中村警察署								0	平成29年2月15日
宿毛警察署		1						1	(平成28年12月13日)
計	12 (1)	12 (1)	23	2	8 (1)	2	1	60 (3)	

別表3 (年間件数の前年度比較)

	本庁		出先		計		
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	
対象機関数	109機関	108機関	128機関	126機関	237機関	234機関	
事務区分別指摘事項等件数	収入事務	7 (2)	7	20 (2)	18 (2)	27 (4)	25 (2)
	支出事務	27 (2)	34 (5)	22 (2)	21 (1)	49 (4)	55 (6)
	契約事務	40 (1)	37 (2)	27 (3)	34	67 (4)	71 (2)
	財産・物品管理	6	2	3 (1)	4	9 (1)	6
	服務関係事務			3	5	3	5
	給与・旅費支給事務	4	11	14 (1)	11 (1)	18 (1)	22 (1)
	庶務関係事務	2	7	1	4	3	11
	その他事務	2	3	5	1	7	4
	検討		1	2		2	1
	計	88 (5)	102 (7)	97 (9)	98 (4)	185 (14)	200 (11)

() : 指摘件数で内数

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月10日

高知県監査委員	三石	文隆
同	坂本	孝幸
同	坂田	和子

平成 28 年 度

行政監査結果報告書

【自動体外式除細動器（AED）の管理等について】

平成29年2月

高 知 県 監 査 委 員

目 次

第1 行政監査の趣旨	17
第2 監査の実施概要	17
1 監査のテーマ	17
2 監査の目的	17
3 監査の着眼点	17
4 監査対象機関	18
5 監査の実施方法	18
6 監査の実施期間	18
第3 監査の結果	18
1 総括	18
2 調査の内容	18
3 調査の結果	18
第4 意見	21
1 AEDの点検状況について	21
2 消耗品の管理状況及びAEDの更新について	21
3 AEDの操作方法の習得について	21
4 AEDの設置場所の周知について	21
5 AEDの設置及び管理基準等について	21
別表 監査対象機関別のAEDの設置施設及び保有台数	22

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の事務が、法令等の規定に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、監査を実施するものである。

本県においては、行政事務の中から特定の課題を選定して、この監査を実施している。平成28年度の行政監査は、次のとおり実施した。

第2 監査の実施概要

1 監査のテーマ

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の管理等について

2 監査の目的

AEDは、平成16年7月から医師や救急救命士以外でも使用できるようになったことから、医療機関のみならず公共施設等を中心に普及が進み、現在では多くの県有施設にも設置されている。

一方で、AEDは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「厚生労働省通知」という。）により、各都道府県知事あてに、AEDの適切な管理等に関する注意喚起がなされている。

しかしながら、それ以降も、一部のAEDで維持管理が適切に行われていない実態が見られるとして、厚生労働省から平成25年9月27日付けでAEDの適切な管理等の実施について再周知の依頼がなされている。

こうした状況から、県の施設におけるAEDの設置状況や厚生労働省通知等に基づく適切な管理が行われているかなどの検証を行い、今後のAEDの管理等の改善に資することを目的とした。

3 監査の着眼点

- (1) AEDの日常点検は、適切に行われているか。
- (2) AED（消耗品を含む。）の購入・更新等は、計画的に行われているか。
- (3) AEDの操作方法の習得は、適切に行われているか。
- (4) AEDの設置場所の表示や情報提供（関係機関への登録等を含む。）は、適切に行

- われているか。
 (5) 指定管理者制度導入施設におけるAEDの管理は、適切に行われているか。

4 監査対象機関

定期監査の対象機関（本庁各課及び出先機関）のうち、AEDを保有している機関及び指定管理者にAEDを保有させている機関。

5 監査の実施方法

着眼点に基づき、厚生労働省通知及び平成25年9月27日に厚生労働省が公表した「AEDの適正配置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で示された事項等に関する取組状況の調査を基に監査を行った。

6 監査の実施期間

平成28年6月21日から平成29年2月20日まで

第3 監査の結果

1 総括

監査の結果、厚生労働省通知の周知が十分には行われていないことが認められた。そのため、厚生労働省通知でAEDの設置者等が行うべきとされている「点検担当者の配置」や「日常点検の実施」等が十分でない施設があった。

実際にAEDを使用した事例もあることから、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であることを十分認識し、使用する必要が生じた時に管理の不備によりAEDが正常に稼働しないといった事態にならないよう、日頃から適切な管理を徹底する必要がある。

調査内容の詳細は、次のとおりであった。

2 調査の内容

監査対象機関に対して、厚生労働省通知等に基づきAEDが管理されているか、ガイドラインに沿った運用ができていないかなどの調査を行った。

3 調査の結果

(1) AEDの保有状況

監査対象機関の保有するAEDの状況は、表1のとおりであった。

表1 AEDの保有状況

部局等	機関数	施設数	保有台数
総務部	1	1	4
危機管理部	2	2	4
健康政策部	7	9	9
地域福祉部	5	5 (2)	7 (3)
文化生活部	4	9 (8)	11 (10)
商工労働部	3	3 (1)	3 (1)
観光振興部	1	1	1
農業振興部	2	2	2
林業振興・環境部	4	6 (5)	8 (7)
土木部	2	6 (6)	10 (10)
知事部局 小計	31	44 (22)	59 (31)
公営企業局	4	4	17
教育委員会	50	61 (7)	121 (7)
公安委員会	14	15	15
合計	99	124 (29)	212 (38)

※（ ）書きは、指定管理者による管理施設数及びAED保有台数であり、内数である。

(2) AEDの使用状況

AEDを実際に使用した事例を平成25年度以降について調査したところ、平成25年度に1件、平成26年度に1件、平成27年度に2件あった。

これら4件とも、施設の利用者等に対して、施設の職員が使用していた。いずれも使用に当たってのトラブルは発生していなかった。

(3) 点検担当者の配置状況

厚生労働省通知では、AEDの日常点検等を実施する点検担当者を配置することとされているが、その配置状況は、表2のとおりであった。

表2 点検担当者の配置状況 (単位：台)

配置されている	配置されていない	合計
174	38	212

指定管理者が点検をしているAEDを含めて、点検担当者が配置されていないAEDが38台あった。点検担当者を配置していない主な理由は、「点検担当者を配置することを知らなかった」というものであり、厚生労働省通知の周知が十分行われていなかった。

(4) 点検の実施状況

厚生労働省通知では、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することとされているが、点検の実施状況は、表3のとおりであった。

表3 点検の実施状況 (単位：台)

毎日	毎週	毎月	その他	合計
88	14	54	56	212

「その他」の56台は、年1回から数回の実施などであり、点検頻度が少なく、日常的とはいえないものであった。

(5) 点検結果の記録及び保管の状況

厚生労働省通知では、点検結果を記録することとされており、また、厚生労働省のホームページに掲載されている「AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A」では、点検

後1か月程度を目安に記録を保管することが望ましいとされている。

点検結果の記録の状況は、表4のとおりであった。

表4 点検結果の記録の状況 (単位：台)

記録している	記録していない	合計
98	114	212

記録していない主な理由は、「異常がなかったため」や「必要性を認識していなかった」というものであり、厚生労働省通知の周知が十分行われていなかった。

なお、点検結果を記録している98台は、全て記録を1か月以上保管していた。

(6) 電極パッド及びバッテリーの使用期限の状況

厚生労働省通知では、電極パッド及びバッテリー（以下「消耗品」という。）の交換時期等を記載した表示ラベルを、外部から容易に確認できるように、AED本体又は収納ケース等に取り付け、この記載を基に交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施するよう求めている。

消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルの取付け状況等は、表5及び表6のとおりであった。

表5 消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルの取付け状況 (単位：台)

取付けあり	取付けなし	合計
202	10	212

表示ラベルを取り付けていない10台については、消耗品に記載されている交換時期を直接確認したり、保証書などで確認しており、交換時期を容易に確認できる状況ではなかった。

表6 消耗品の使用期限切れの状況 (単位：個)

	切れていない	切れている	合計
電極パッド	221	1	222
バッテリー	212	0	212

※電極パッドについては、大人用と子供用とがある場合は複数回答となっているため、保有台数とは合致しない。

6月の調査時点では、電極パッドの使用期限が切れているものが1台あった。このAEDは、バッテリー及び本体の使用期限がまだ切れていなかったことから、同施設にある同じ機種のアED2台の予備として保有していたが、バッテリーの使用期限が切れたため、12月に廃棄している。

(7) AED本体の更新予定

AED本体の耐用期間が過ぎているものはなかった。今後の更新予定は、表7のとおりであった。

表7 AED本体の更新予定の有無 (単位：台)

予定あり	予定なし	合計
153	59	212

予定がない主な理由は、「更新時に予算措置がされれば更新する」や「まだ更新期限が先であり検討していない」というものであった。

(8) AEDの講習の実施状況

AEDの操作方法の講習の実施状況は、表8のとおりであった。

表8 AEDの操作方法の講習 (単位：施設)

職場で実施している	職場では実施していない	合計
86	38	124

厚生労働省通知では、点検担当者は講習を受講していることが望ましいとされているが、職場で操作方法の講習を実施している86施設全てで、点検担当者を含む全職員を対象とした講習を実施していた。

86施設での講習の頻度は、年1回が55施設、年2回以上が10施設であり、残り21施設は、2年に1回程度や新機種の導入時などに講習を行っていた。

なお、職場で講習を実施していない施設の中には、他機関で実施している講習に職員を参加させている施設もある一方、過去に講習を受けた職員がいるとして講習について特に配慮していない施設もあった。

(9) 設置場所の周知状況

AEDの配置は、AEDを作動させるまでの時間を短縮するような工夫が望まれてお

り、施設内の見やすい場所に配置することや、案内板などにより設置場所を適切に表示すること、施設の全職員が設置場所を把握していることなどがガイドラインで求められている。

対象とした124施設での設置場所の状況は、表9のとおりであった。

表9 設置場所の周知状況 (単位：施設)

見やすい場所へのAEDの配置	設置場所の案内表示	職員への周知
103	39	123

※複数回答を可としている。

全ての施設において、いずれかの方法で設置場所の周知をしていた。

「見やすい場所へのAEDの配置」がされている施設でも、さらに「設置場所の案内表示」をしているところもある一方で、「職員への周知」のみの施設もあった。また、「職員への周知」を行っていないと回答のあった1施設は、見やすい場所にAEDが配置されているため、職員には周知をしていないとのことであった。

(10) AEDの設置情報登録状況

「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」（平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知）において、AEDの設置場所に関する情報を一般財団法人日本救急医療財団に登録するよう依頼があっている。

同財団では、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめAEDの設置場所を把握し、必要な時にAEDを迅速に使用できるようAEDの設置場所をホームページ上で公開している。

各機関のAEDの設置情報登録状況は、表10のとおりであった。

表10 日本救急医療財団へのAEDの設置情報登録状況 (単位：台)

登録している	登録していない	合計
158	54	212

設置情報を登録しているものは、158台で、全体の約4分の3であった。その理由としては、「施設利用者への情報提供」や「地域住民への周知」など、多くの人にとってもらうことを挙げているところが多かった。

登録していない主な理由は、「登録制度を知らなかった」というものであった。

第4 意見

監査の結果、AEDは、適正な管理等が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある機器であるにもかかわらず、厚生労働省通知で示されたAEDの設置者等が行うべき事項等について、取組が十分でないものが認められた。

については、今回の監査で確認された課題を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

1 AEDの点検状況について

点検担当者を配置していないもの、点検を日常的に行っていないもの、点検の結果を記録していないものなどが見受けられた。

AEDを使用する必要性が生じた時に、AEDが正常に稼働しないといった事態にならないよう、点検担当者を当番制としたり、複数人の配置を行うなどの方法を含め、点検担当者を配置して日常点検を実施し、その結果を記録するようにされたい。

2 消耗品の管理状況及びAEDの更新について

AED本体や収納ケースに表示ラベルを取り付けていないものがあつた。表示ラベルは、その記載内容を確認することで消耗品の交換時期を把握するための基本的な手段である。必ず取り付け、消耗品の交換を遅滞なく行うようにされたい。

また、AED本体の更新について、予定なしとしているものが多数あつたが、計画的な更新を行うよう努められたい。

3 AEDの操作方法の習得について

操作方法の講習を受講した者が全くいない職場はなかつたが、実際にAEDを使用した事例もあり、危急の事態に速やかに対応するためには、一度限りの受講ではなく、継続的な受講が必要不可欠である。

できるだけ多くの職員がAEDの設置の意義を認識し、定期的に講習に参加するとともに、組織としても各職員の参加履歴を管理するなどして、継続的かつスムーズに操作方法の講習を受講できる環境づくりに努められたい。

4 AEDの設置場所の周知について

AEDは、突然、緊急に必要となるものであり、設置場所がすぐに分かるようにしておく必要がある。見やすい場所への設置を心がけるとともに、設置場所の案内表示や職員への周知など、複数の方法で周知するよう努められたい。

また、AEDの設置情報は、積極的な公開が望まれる。現在、設置情報を登録していない施設についても、設置情報の登録及び公開をするよう努められたい。

5 AEDの設置及び管理基準等について

現在、県税事務所や土木事務所、農業振興センターなど、AEDが設置されていない県有施設においても、施設に来訪される県民や周辺の住民、さらに職員自体に不測の事態が

起きることも考えられる。

AEDには法的な設置義務はないが、県有施設においては、職員を含む県民の命を守る十分な態勢をとっておくことが必要であると考ええる。

このため、県有施設へのAEDの設置及び管理について全庁的な基準を策定するとともに、県有施設のAEDを一元的に管理し、又は指導する組織を明確にしておく必要があるのではないかと考える。

別表

監査対象機関別のAEDの設置施設及び保有台数

機関名	AEDの設置施設	AED保有台数
管財課	本庁舎・西庁舎・北庁舎・議会棟	4
消防政策課	消防防災ヘリコプター	2
消防学校	消防学校	2
安芸福祉保健所	安芸総合庁舎	1
中央東福祉保健所	中央東福祉保健所	1
中央西福祉保健所	中央西福祉保健所	1
須崎福祉保健所	須崎第二総合庁舎	1
幡多福祉保健所	幡多総合庁舎	1
医療政策課	あき総合病院	1
	幡多けんみん病院	1
	高知大学医学部附属病院	1
幡多看護専門学校	幡多看護専門学校	1
地域福祉政策課	ふくし交流プラザ ※	1(1)
障害保健福祉課	障害者スポーツセンター ※	2(2)
療育福祉センター	療育福祉センター	1
希望が丘学園	希望が丘学園	2
中央児童相談所	中央児童相談所	1
文化推進課	県民文化ホール ※	2(2)
	美術館 ※	2(2)
	文学館 ※	1(1)
	坂本龍馬記念館 ※	1(1)
県民生活・男女共同参画課	こうち男女共同参画センター(ソーレ) ※	1(1)
	交通安全こどもセンター ※	1(1)
女性相談支援センター	女性相談支援センター	1
人権課	人権啓発センター ※	1(1)
雇用労働政策課	地域職業訓練センター ※	1(1)
高知高等技術学校	高知高等技術学校	1
中村高等技術学校	中村高等技術学校	1
地域観光課	足摺海洋館	1
農業大学校	農業大学校	1

※は、指定管理者が管理する施設を表す。

また、()書きは、指定管理者が管理するAEDの保有台数で内数である。

機関名	AEDの設置施設	AED保有台数
農業担い手育成センター	農業担い手育成センター	1
林業環境政策課	甫喜ヶ峰森林公園(森林学習展示館) ※	1(1)
	森林研修センター(情報交流館) ※	1(1)
森林技術センター	森林技術センター(管理棟)	1
森づくり推進課	森林研修センター(研修館) ※	1(1)
環境共生課	月見山こどもの森 ※	1(1)
	牧野植物園 ※	3(3)
中央東土木事務所	手結港海岸緑地公園(ヤ・シィパーク) ※	1(1)
公園下水道課	のいち動物公園 ※	3(3)
	室戸広域公園 ※	1(1)
	土佐西南大規模公園(とまろっと) ※	1(1)
	土佐西南大規模公園(ふるさと総合センター) ※	1(1)
	土佐西南大規模公園(体育館) ※	3(3)
知事部局 計	44	59(31)
発電管理事務所	発電管理事務所	1
総合制御所	総合制御所	1
あき総合病院	あき総合病院	6
幡多けんみん病院	幡多けんみん病院	9
公営企業局 計	4	17
生涯学習課	香北青少年の家 ※	1(1)
	高知青少年の家 ※	1(1)
	青少年体育館 ※	1(1)
文化財課	高知公園(高知城) ※	1(1)
	埋蔵文化財センター ※	1(1)
スポーツ健康教育課	県民体育館 ※	1(1)
	武道館 ※	1(1)
教育センター	教育センター	1
中部教育事務所	中部教育事務所	1
青少年センター	青少年センター	1
幡多青少年の家	幡多青少年の家	1
図書館	図書館	1
心の教育センター	心の教育センター	1

※は、指定管理者が管理する施設を表す。

また、()書きは、指定管理者が管理するAEDの保有台数で内数である。

機関名	AEDの設置施設	AED保有台数
室戸高等学校	室戸高等学校	2
中芸高等学校	中芸高等学校	2
安芸中学・高等学校	安芸中学・高等学校	3
城山高等学校	城山高等学校	2
山田高等学校	山田高等学校	3
嶺北高等学校	嶺北高等学校	2
高知追手前高等学校	高知追手前高等学校	3
	高知追手前高等学校吾北分校	1
高知丸の内高等学校	高知丸の内高等学校	3
高知小津高等学校	高知小津高等学校	3
高知西高等学校	高知西高等学校	3
高岡高等学校	高岡高等学校	2
佐川高等学校	佐川高等学校	2
須崎高等学校	須崎高等学校	2
橋原高等学校	橋原高等学校	1
窪川高等学校	窪川高等学校	2
四万十高等学校	四万十高等学校	3
中村中学・高等学校	中村中学・高等学校	3
	中村高等学校西土佐分校	1
清水高等学校	清水高等学校	1
宿毛高等学校	宿毛高等学校	1
高知農業高等学校	高知農業高等学校	4
春野高等学校	春野高等学校	2
幡多農業高等学校	幡多農業高等学校	2
宿毛工業高等学校	宿毛工業高等学校	3
安芸桜ヶ丘高等学校	安芸桜ヶ丘高等学校	2
高知東工業高等学校	高知東工業高等学校	2
高知工業高等学校	高知工業高等学校	2
須崎工業高等学校	須崎工業高等学校	2
伊野商業高等学校	伊野商業高等学校	2
大方高等学校	大方高等学校	2
高知東高等学校	高知東高等学校	3
岡豊高等学校	岡豊高等学校	3

※は、指定管理者が管理する施設を表す。

また、()書きは、指定管理者が管理するAEDの保有台数で内数である。

機関名	AEDの設置施設	AED保有台数
高知南中学・高等学校	高知南中学・高等学校	3
高知海洋高等学校	高知海洋高等学校	1
	土佐海援丸	1
高知北高等学校	高知北高等学校	3
盲学校	盲学校	3
高知ろう学校	高知ろう学校	3
中村特別支援学校	中村特別支援学校	3
高知若草養護学校	高知若草養護学校	3
	高知若草養護学校土佐希望の家分校	1
	高知若草養護学校国立高知病院分校	1
	高知若草養護学校小鹿園分校	1
山田養護学校	山田養護学校	3
	山田養護学校田野分校	1
日高養護学校	日高養護学校	3
高知江の口養護学校	高知江の口養護学校	4
教育委員会 計	61	121(7)
警察学校	警察学校	1
運転免許センター	運転免許センター	1
室戸警察署	室戸警察署	1
安芸警察署	安芸警察署	1
南国警察署	南国警察署	1
高知東警察署	高知東警察署	1
高知南警察署	高知南警察署	1
高知警察署	高知警察署	1
	高知街交番	1
土佐警察署	土佐警察署	1
佐川警察署	佐川警察署	1
須崎警察署	須崎警察署	1
窪川警察署	窪川警察署	1
中村警察署	中村警察署	1
宿毛警察署	宿毛警察署	1
公安委員会 計	15	15
合 計	124	212(38)

※は、指定管理者が管理する施設を表す。

また、()書きは、指定管理者が管理するAEDの保有台数で内数である。

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月10日

高知県監査委員	三石 文隆
同	坂本 孝幸
同	坂田 和子

平成28年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

第1 監査の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、県が団体の基本財産、資本金又は出資金の4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）、県が公の施設の管理を委託している団体（以下「指定管理者」という。）及び県が補助金等を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）のうち以下の12団体（再掲1団体を除く。）に対して、財政的援助団体等の出納その他の事務の執行に係る平成28年度の監査を実施した。

1 出資団体

名称	監査実施日
高知県公立大学法人	平成29年1月16日
一般財団法人高知県地産外商社	平成28年11月11日
高知県土地開発公社	平成28年11月29日
公益財団法人高知県のいち動物公園協会	平成29年1月17日
公益財団法人高知県体育協会	平成29年1月31日

2 指定管理者（再掲は、出資団体との重複）

名称	監査実施日
公益財団法人高知県文化財団	平成29年1月25日
公益財団法人高知県人権啓発センター	平成28年12月5日
情報交流館ネットワーク	平成28年12月2日
公益財団法人高知県山村林業振興基金	平成29年1月17日
株式会社ヤ・シィ	平成29年1月16日
公益財団法人高知県のいち動物公園協会（再掲）	平成29年1月17日

3 補助金等交付団体

名称	監査実施日
学校法人土佐女子高等学校	平成29年1月17日
学校法人光の村学園	平成28年12月2日

第2 監査の結果

各団体に対する監査の結果は、次のとおりである。

なお、補助金、管理代行料等は、いずれも平成27年度決算額である。

1 出資団体**(1) 高知県公立大学法人**

出資金	出資額及び出資比率	資本金16,185,370,000円の全額（平成28年3月31日現在）
	設立目的	開かれた教育研究の拠点として、広い知識及び高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性及び高い専門性を有する有為な人材を育成するとともに、優れた教育研究の成果を社会に還元し、もって地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献するため、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理

		する。
交付金 負担金	名称	高知県公立大学法人運営費交付金
	金額	4,487,504,588円
	補助の対象	公立大学法人の業務運営に要する経費
	名称	高知県公立大学法人職員共済組合負担金
	金額	186,693,695円
	補助の対象	公立大学法人職員の共済費の一部

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(2) 一般財団法人高知県地産外商公社

出資金	出資額及び出資比率	基本財産184,100,000円のうち103,000,000円、55.9パーセント（平成28年3月31日現在）
	設立目的	高知県産業振興計画に基づき、活力のある県外市場に対して、官民が協働して高知県の豊かな資源を活かした県産品の販売や観光及び食文化等についての情報の発信を行い、高知県のブランド価値を向上させること等を通じて、地産外商を強力に推進し、もって高知県の産業振興を図り、県民の生活の向上に寄与する。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(3) 高知県土地開発公社

出資金	出資額及び出資比率	基本財産10,000,000円的全額（平成28年3月31日現在）
	設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(4) 公益財団法人高知県のいち動物公園協会

出資金	出資額及び出資比率	基本財産1,000,000円的全額（平成28年3月31日現在）
	設立目的	高知県立のいち動物公園の維持管理運営、動植物に関する調査研究、動物の知識及び動物愛護思想の普及、及び野生動物の保護等を行い、自然に対する認識を深めることにより、県民の福祉の増進に寄与する。
指定管理	対象施設	高知県立のいち動物公園
	管理代行料	381,056,000円、利用料金収入 25,071,100円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(5) 公益財団法人高知県体育協会

出資金	出資額及び出資比率	基本財産299,412,600円のうち208,130,000円、69.5パーセント（平成28年3月31日現在）
	設立目的	スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツ精神の高揚に寄与する。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

2 指定管理者**(1) 公益財団法人高知県文化財団**

指定管理	対象施設	高知県立美術館
	管理代行料	344,823,092円、利用料金収入 60,889,017円
	対象施設	高知県立歴史民俗資料館
	管理代行料	149,243,645円、利用料金収入 6,126,981円
	対象施設	高知県立坂本龍馬記念館
	管理代行料	49,960,175円、利用料金収入 56,424,186円
指定管理	対象施設	高知県立文学館
	管理代行料	116,024,871円、利用料金収入 6,035,610円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(2) 公益財団法人高知県人権啓発センター

指定管理	対象施設	高知県立人権啓発センター
	管理代行料	10,474,997円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(3) 情報交流館ネットワーク

指定管理	対象施設	高知県立森林研修センター情報交流館
	管理代行料	15,183,000円、利用料金収入 126,870円
	対象施設	高知県立月見山こどもの森
	管理代行料	8,331,000円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(4) 公益財団法人高知県山村林業振興基金

指定管理	対象施設	高知県立森林研修センター研修館
	管理代行料	10,711,827円、利用料金収入 3,057,764円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(5) 株式会社ヤ・シィ

指定管理	対象施設	高知県立手結海岸緑地公園
------	------	--------------

管理代行料 764,000円、利用料金収入 6,479,508円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

3 補助金等交付団体

(1) 学校法人土佐女子高等学校

補助金等	名称	高知県私立学校運営費補助金
	金額	408,510,911円
	補助の対象	補助事業者が必要とする教育内容の充実等に要する経費
	名称	高知県私立学校授業料減免補助金
	金額	9,264,700円
	補助の対象	経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し減免を行った授業料
	名称	高知県私立学校教育力強化推進事業費補助金
	金額	12,300,000円
	補助の対象	教育改革推進事業及び教育力強化推進事業を行うために必要な経費
	名称	高知県私立高等学校等就学支援金交付金
	金額	80,929,650円
	補助の対象	一定の所得以下の世帯に対する授業料相当額の一部

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(2) 学校法人光の村学園

補助金等	名称	高知県私立特別支援学校運営費補助金
	金額	63,598,000円
	補助の対象	補助事業者が必要とする特別支援教育に要する経費
	名称	高知県私立学校教育力強化推進事業費補助金
	金額	300,000円
	補助の対象	教育改革推進事業を行うために必要な経費
	名称	高知県私立学校授業料減免補助金
	金額	432,000円
	補助の対象	経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し減免を行った授業料
	名称	高知県私立高等学校等就学支援金交付金
	金額	3,690,900円
	補助の対象	一定の所得以下の世帯に対する授業料相当額の一部
名称	高知県私立学校耐震化促進事業費補助金	
金額	4,829,000円	

補助の対象	私立学校建物の耐震補強工事に係る経費
-------	--------------------

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。